平成２１年（フ）第１３７５号
堺市中区堀上町710番地11
債務者　澤　賀津枝
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４０２号
堺市東区草尾225番地11
債務者　宮野　紀子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４０９号
堺市中区深井北町955番地２
債務者　室永惠美子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４１２号
大阪府柏原市平野１丁目１番９―402号、申立時の住所大阪府柏原市大県２丁目５番９―501号
債務者　森山　純光
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４１３号
大阪府柏原市平野１丁目１番９―402号、申立時の住所大阪府柏原市大県２丁目５番９―501号
債務者　森山　由美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４２３号
堺市南区竹城台４丁２番１―202号、前住所大阪市鶴見区今津中２丁目５番９号
債務者　大新食品こと　池田　定雄
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４２５号
大阪府羽曳野市野202番地の１　ＡＶＥＲＥ303号室
債務者　芦田　政利
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４４３号
堺市東区西野141番地
債務者　毛利さつき
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４７９号
大阪府藤井寺市沢田１丁目20番38　沢田コーポ２号、前住所大阪府藤井寺市沢田２丁目12番５号
債務者　植野　廣子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
愛媛県今治市菊間町種3670番地１、旧住所愛媛県今治市常盤町５丁目１番14号
債務者　中村　武仁
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第８４号
愛媛県今治市菊間町種3670番地１、旧住所愛媛県今治市常盤町５丁目１番14号
債務者　中村由見子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第９６号
愛媛県今治市八町西１丁目５番21号　レオパレススピッツⅡ110号室、旧住所愛媛県松山市立花３丁目８番28号　プラーナ南松山701号
債務者　大本　剛史
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第５７１号
高知市種崎188番地
債務者　森本　昌彦
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６７３号
高知市宮前町81番地　フラワーヒルハイツ201号
債務者　永野　敦義
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８３号
高知市桜井町２丁目４番15号　第12つくもコーポ404
債務者　杉本美千代
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７４８号
高知市大津乙457番地15
債務者　本田　道子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
高知地方裁判所破産係